

令和8年3月16日時点

【補助対象事業者】

Q1-1

「事業実施者が営業する地域に遊漁船業法第28条に基づく協議会又は海面利用協議会が組織された場合、これに加入し、利用者の安全確保及び漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組等を推進すること」とありますが、現在営業所が所在する都道府県においては、既に海面利用協議会が設置されています。この海面利用協議会は、数名の委員により運営されていますが、補助事業を利用するためには、この委員に指名されている必要がありますか。

(答)

- 1 既に設置されている海面利用協議会の委員に指名されている必要はありませんが、当該協議会に参画し、当該協議会において取り決めのあった、遊漁船の利用者の安全確保及び漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組等に参加・協力していただくことが必要となります(今後設置される場合も含む)。
- 2 なお、営業する都道府県において、新たに遊漁船業法第28条に基づく協議会が設置されている場合(今後設置される場合も含む)は、協議会の構成員となり、当該協議会において取り決めのあった、遊漁船の利用者の安全確保及び漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組等に参加・協力していただくことが必要となります。

Q1-2

「遊漁採捕報告システムにより、遊漁船の利用者が採捕した水産動植物について、水産庁に報告を行うこと」とありますが、遊漁採捕量等報告システムから採捕報告を行っていない者は補助事業の対象とはならないのですか。

(答)

- 1 交付申請以前に、遊漁採捕量等報告システムから採捕報告をしたことがない場合でも補助の対象となります。
- 2 他方、交付決定を受けた場合には、遊漁採捕量等報告システムにより、遊漁船の利用者が採捕した水産動植物について採捕報告を行っていただく必要があります。

Q1-3

遊漁採捕量等報告システムへの報告はどのように行えば良いですか。(令和7年6月20日更新)

(答)

- 1 遊漁採捕量等報告システムは以下のURLからアクセスすることができます。
遊漁採捕量等報告システム：<https://www2.yugyo-saihoryo.jp/>
- 2 魚種、釣り形態、釣り時間、陸揚都道府県は回答必須の項目です。釣り形態は「船釣り(遊漁船での釣り)」を選択してください。尾数、重量、体長については概数を報告してください。

令和8年3月16日時点

3 コメント欄に以下の必要事項を記入して報告してください。原則として、補助事業による支援を受けた事業実施者が報告を行っていただくこととします。なお、やむを得ない事情がある場合は、遊漁採捕量報告書による報告遊漁船の利用者が報告を行うこととしても構いません。

(報告者が事業実施者の場合)

- ①氏名又は法人名
- ②遊漁船の名称
- ③遊漁船業者登録番号

(報告者が遊漁船の利用者の場合)

- ①利用した遊漁船業者の氏名又は法人名
- ②利用した遊漁船の名称
- ③遊漁船業者登録番号

Q 1 - 4

遊覧船等の事業を営んでいるが、同じ船舶を用いて遊漁船業を営んでいる者についても、本補助事業の補助対象となりますか。

(答)

1 遊漁船業法第3条第1項に基づく登録を受けた遊漁船業者であって、以下ア～ウの全てを満たす者であれば、遊覧船等の事業を別途営んでいる方も補助の対象となります。

ア 遊漁船の利用者の安全性向上のため、遊漁船に業務用無線設備、非常用位置等発信装置及び改良型救命いかだ等の導入を実施すること

イ 事業実施者が営業する地域に遊漁船業法第28条に基づく協議会又は海面利用協議会が組織された場合、これに加入し、利用者の安全確保及び漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組等を推進すること

ウ 遊漁採捕量等報告システムにより、遊漁船の利用者が採捕した水産動植物について、水産庁に報告を行うこと

2 ただし、以下のいずれかに該当する場合は、補助対象外となります。

①遊漁船に導入しようとしている安全設備を当該遊漁船に既に設置している場合

②事業実施計画の承認申請日以前1年の間に、遊漁船業法等に違反したことが確定している場合

Q 1 - 5

プレジャーボートにより遊漁を行う者も補助の対象となりますか。

(答)

1 遊漁船業法第3条第1項に基づく登録を受けた遊漁船業者でない方は補助の対象とはなりません。

【補助対象経費・補助上限・補助率等】

Q 2 - 1

補助対象経費に設置工事費は含まれますか。

(答)

- 1 補助対象経費は、安全設備の本体に係る消費税を除いた購入費のみです。設置工事等に係る経費は補助の対象とはなりません。

Q 2 - 2

補助の対象とならないケースを教えてください。

(答)

- 1 既に保持している安全設備は補助の対象とはなりません。
- 2 また、国が実施する他の事業による補助を受けた安全設備又は補助を受けることとなっている安全設備については補助の対象とはなりません。

Q 2 - 3

遊漁船業を営む船舶であれば、どの安全設備についても補助の対象となりますか。

(答)

- 1 安全設備ごとに補助の対象となる船舶が異なるため、資料の2ページを御確認ください。

資料2ページ：

http://www.systemkyokai.or.jp/zigyoyou/R7yuugyo_anzen/yuugyo_anzen_gaiyou.pdf

Q 2 - 4

遊漁船を複数隻所有している遊漁船業者は、1隻につき1設備分の補助を受けることができますか。

(答)

- 1 補助の対象となるのは1事業者につき1設備分までです。遊漁船を複数隻所有している場合は、いずれか1隻について1設備分の交付申請をすることができます。

令和8年3月16日時点

Q2-5

交付申請の金額が予算額を超過した場合は、どのように交付決定されるのですか。

(答)

- 1 交付申請のあった助成金額が、予算額を超過した場合、抽選により交付決定者を決定します。

【安全設備】

Q3-1

補助の対象となる安全設備の詳細を教えてください。

(答)

- 1 改良型救命いかだ等、業務用無線設備、非常用位置等発信装置として法令に適合する安全設備が補助対象となります。具体的な製品は、国土交通省 HP に掲載されています。

国土交通省 HP : https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html

- 2 なお、中古品やリース品は補助の対象となりません。新規購入が対象となります。

(1) 法定無線設備

Q3-2

衛星電話（インマルサットなど）は補助対象となりますか。

(答)

- 1 本事業の補助対象となるのは、業務用無線設備（VHF 無線電話、MF 無線電話、27MHz 帯無線電話、400MHz 帯無線電話等）のみとなります。

- 2 なお、衛星電話（N-STAR 電話、インマルサット衛星電話、衛星携帯電話など）は汎用性が高く補助の対象外ですが、衛星電話も法定無線設備とすることは可能です。

Q3-3

業務用無線設備について、アンテナは補助対象となりますか。

(答)

- 1 アンテナも補助対象となります。また、業務用無線設備を既に使用している場合は、アンテナのみを購入する場合も補助対象となります。

- 2 なお、業務用無線設備とアンテナの両方を購入する場合、アンテナのみを購入する場合のいずれの場合も、補助上限額は6万円です。また、設置工事等に係る経費は補助の対象とはなりません。

令和8年3月16日時点

Q3-4

業務用無線設備の利用にあたり許認可等は必要ですか。

(答)

- 1 業務用無線設備の利用にあたっては、総務省へ無線局開局の申請をする必要があります。また、無線設備の操作を行うためには、海上特殊無線技師等の資格が必要です。無線設備の届出等に関しては、総務省 HP (総務省 電波利用ポータル | 基準認証制度) を御確認ください。
- 2 なお、業務用無線設備が法定無線設備として認められるためには、通信の相手方として、申請者が開設する海岸局又は構成員とされる法人若しくは団体の海岸局が必要になります。

Q3-5

漁業無線は法定無線設備として利用することはできますか。

(答)

- 1 27MHz 又は 400MHz 帯で運用する船舶局の無線電話 (いわゆる漁業無線) は、常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができる場合、法定無線設備として使用することが可能です。
- 2 なお、既に開局している船舶局や通信の相手方となる海岸局において、旅客を搭載する船舶の法定無線設備として運用するにあたり、電波法に基づく無線局免許の変更 (通信の相手方や通信事項等) が必要な場合があります。電波法に基づく無線局免許の手続等については、総務省又は最寄りの総合通信局までお問い合わせください。

(非常用位置発信装置)

Q3-6

AIS の本体 (送受信機) 以外の VHF/GPS アンテナや AIS プロッタなどの付属品は補助対象になりますか。

(答)

- 1 AIS を購入する場合は、VHF アンテナ、GPS アンテナ、AIS の情報を表示する製品も補助対象となります。また、AIS を既に使用している場合は、付属品のみを購入する場合も補助対象となります。
- 2 なお、AIS と付属品の両方を購入する場合、AIS の付属品のみを購入する場合のいずれの場合も、補助上限額は 12 万円です。また、設置工事等に係る経費は補助の対象とはなりません。

令和8年3月16日時点

Q3-7

現存船については、旧型 EPIRB 及びレーダートランスポンダを搭載している場合、引き続き使用を認める措置があるが、この組み合わせを搭載している遊漁船が、EPIRB や AIS を購入することとして補助を申請した場合は、補助対象になりますか。

(答)

- 1 旧型 EPIRB 及びレーダートランスポンダを搭載している現存船については、補助の対象となりません。

(改良型救命いかだ等)

Q3-8

救命いかだについては、水面から乗り込み場所までの高さが 1.2m 以上の場合、スライダー等の乗り込み装置も設置が必要になるが、乗り込み装置は補助対象となりますか。

(答)

- 1 水面から乗り込み場所までの高さが 1.2m 以上の場合、スライダー等の乗り込み装置についても、補助の対象となります。
- 2 なお、改良型救命いかだ等とスライダー等の乗り込み装置の両方を購入する場合、改良型救命いかだ等のみを購入する場合のいずれの場合も、補助上限額は 75 万円です。また、設置工事等に係る経費は補助の対象とはなりません。

(水密化等)

Q3-9

水密全通甲板の設置やその代替措置となる浸水警報装置、排水設備の搭載に係る費用は補助の対象となりますか。

(答)

- 1 水密全通甲板の設置やその代替措置となる浸水警報装置、排水設備の搭載に係る費用は、補助の対象となりません。

令和8年3月16日時点

【その他】

Q4-1

令和9年3月31日までに安全設備が納品されない場合、補助金は支払われますか。

(答)

- 1 令和9年3月31日までに安全設備が納品される必要があります。
- 2 ただし、遊漁船業者の責によらず、安全設備の納品が遅れ（納品に時間を要するなど）、令和9年3月31日までに実績報告書を提出することができない見込みとなったときは、海洋水産システム協会までお問い合わせください。

Q4-2

補助事業により安全設備を導入してから遊漁船業を廃業した場合、補助金の返還は必要ですか。

(答)

- 1 補助事業により取得した安全設備の処分制限期間内に遊漁船業を廃業した場合、補助金の返還等の手続が必要となる場合がありますので、海洋水産システム協会までお問い合わせください。

Q4-3

令和6年度補正予算による遊漁船安全設備導入支援事業（令和6年度補正予算事業）による支援を受けましたが、令和7年度補正予算による遊漁船安全設備導入支援事業（令和7年度補正予算事業）に申請することはできますか。

(答)

- 1 令和6年度補正予算事業を利用した方は、その時に支援を受けた機器以外の機器について、令和7年度補正予算事業を利用することが可能です。
- 2 例えば、令和6年度補正予算事業により AIS を導入した方は、令和7年度補正予算事業においては、業務用無線機又は改良型救命いかだ等のいずれかについて申請することができます。
- 3 また、複数の遊漁船を使用している方は、令和6年度補正予算事業により支援を受けていない遊漁船であれば、令和7年度補正予算事業において、同じ種類の安全設備を申請することは可能です。
- 4 例えば、令和6年度補正予算により A 船に AIS を導入した方が、令和7年度補正予算事業により、B 船に AIS を導入するため申請をすることは可能です。
- 5 なお、いずれの場合においても、その遊漁船に既に設置されている安全設備及び他の事業により支援を受け、又は受けることとなっている安全設備については支援の対象となりません。

令和8年3月16日時点

Q4-4

1つの機器について、本補助事業（遊漁船安全設備導入支援事業）と日本財団の助成金を活用した遊漁船の安全・安心確保推進事業による支援を同時に受けることはできますか。

（答）

- 1 1つの機器について、重複して支援を受けることはできません。どちらかの補助事業についてのみ申請を行ってください。
- 2 ただし、異なる機器を導入する場合は、本事業と遊漁船の安全・安心確保推進事業の両方に申請をすることが可能です。
- 3 遊漁船の安全・安心確保推進事業の詳細については、ホームページ (<https://yugyo-shien.jp/>) を御確認ください。